

～2026年1月発行～

# 消費生活通信

この通信では、お買い物で困ったことなど、多く寄せられる消費者トラブルを定期的にお知らせします。

テーマ  
SNS 消費者  
トラブル

## SNS をきっかけとしたトラブルに注意！



消費者庁イラスト集より

SNS で、「先着 2000 名に 1 万円が当たり、その中の 10 名に 100 万円が当たる」というプレゼント企画を見つけ応募した。その後、当選の連絡があり、FX 自動売買アプリを契約することが条件と言われてアプリに個人情報を登録すると、1 万円分の入金があった。ところが、1 月後にセキュリティ費用として 10 万円の請求が届き、今後儲けるためには 50 万円の支払いが必要と言われた。

## トラブルにあわないために

・「簡単に儲かる」話はありません。SNS 上の広告はしっかり内容を確認しましょう。

- ・ SNS 上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断しましょう。お金支払ったとたん連絡が取れなくなる場合もあります。
- ・ 個人情報や身分証明書などを SNS で送ってしまうと、あとで取り戻すことは難しく、より大きなトラブルに発展することがあります。絶対に渡さないようにしましょう。

=====

栃木市消費生活センター 栃木市役所本庁舎 2階 市民生活課内

開所日：月～木曜日（土日、祝日、年末年始を除く）

開所時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時（※）  
(※新規相談は午後3時まで)

電話番号：0282-23-8899

困ったときは、  
消費生活センターに相談してね！



栃木市マスコットキャラクター  
とち介